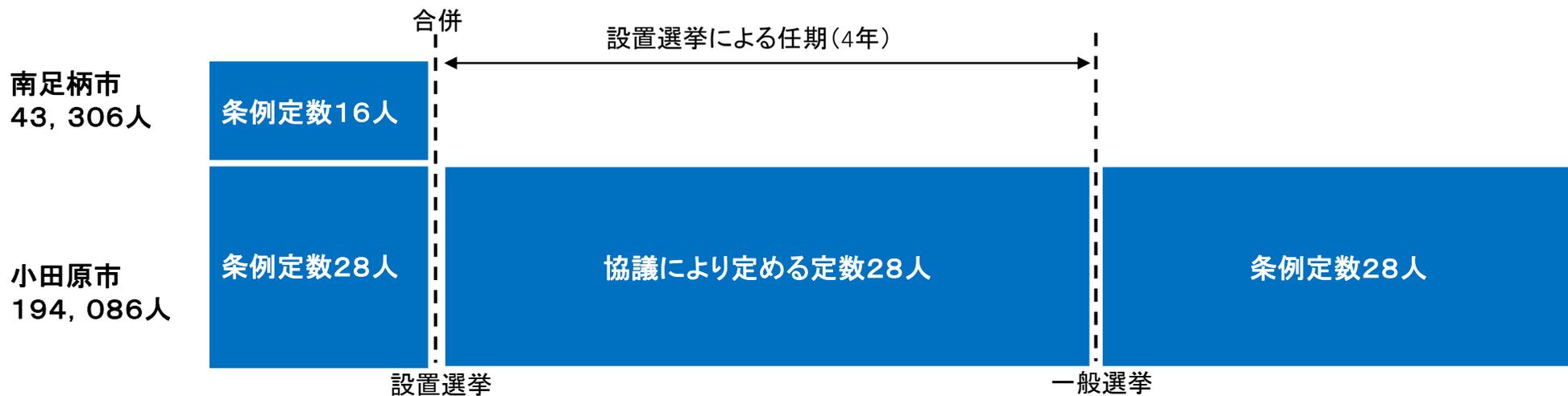


合併特例法による議会議員の定数及び在任の特例の概要

《本則による新設合併時の取扱》

- ◆両市の法人格が消滅することに伴い、議員は全員が失職する。
- ◆合併後の市の議員定数は、あらかじめ両市の協議（任意・法定協議会）により定めるものとし、これを条例による定数とみなす。（地自法第91条第5項、第7項）
- ◆合併後の市選管は、市設置の日から50日以内に設置選挙を行う。
（公選法第33条第3項、第117条）

【定数28人とした場合】

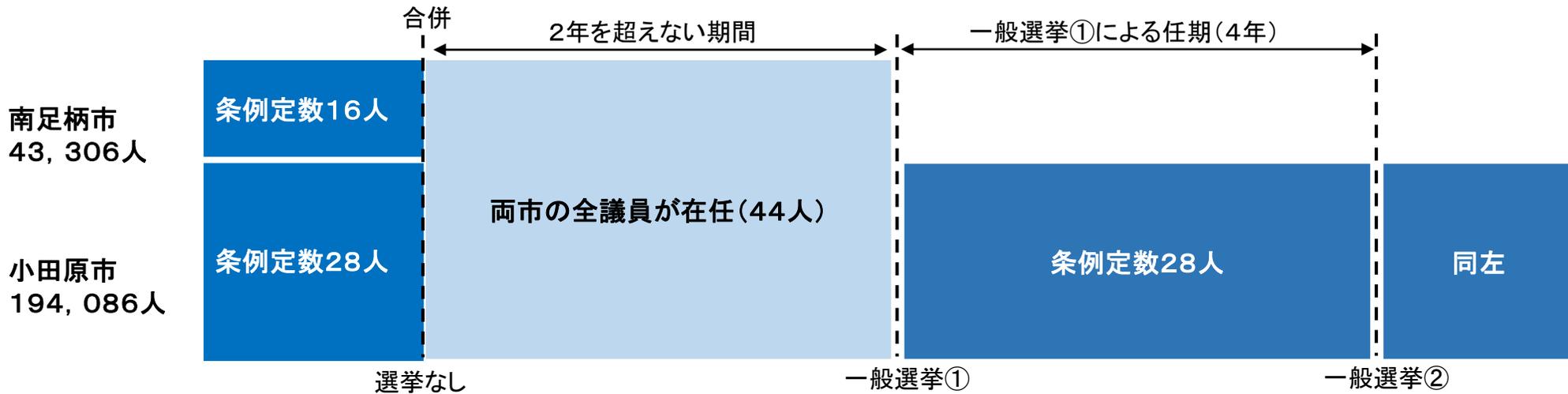


* 本資料中の両市の人口はH27年国勢調査による

《新設合併時の在任特例の適用(第9条第1項第1号)》

- ◆ 両市の議員は、合併後2年を超えない範囲（両市の協議により定める期間）で、引き続き合併後の市の議員として在任することができる。

【定数28人とした場合】



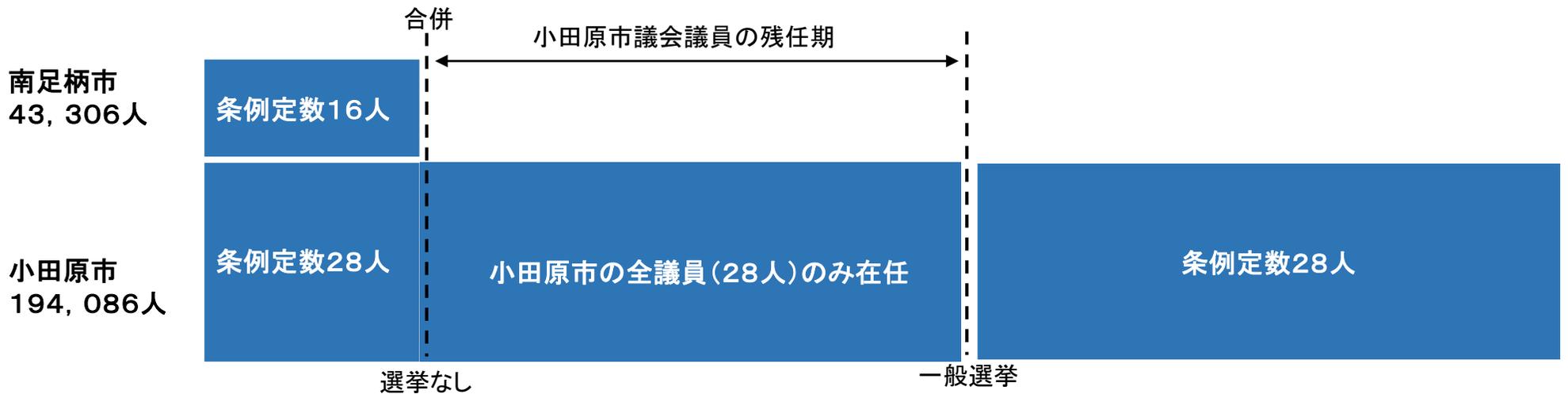
※新設合併時の定数特例 ⇒ 規定なし

改正前の合併特例法には、「法定の上限数の2倍までの範囲内で定めることができる」との規定があったが、地方自治法による上限数の規定の廃止に伴い、定数特例も廃止された。

《本則による編入合併時の取扱》

- ◆ 編入する市の議員の定数や身分には影響がない。
- ◆ 編入される市の法人格が消滅することに伴い、当該市の議員は失職する。

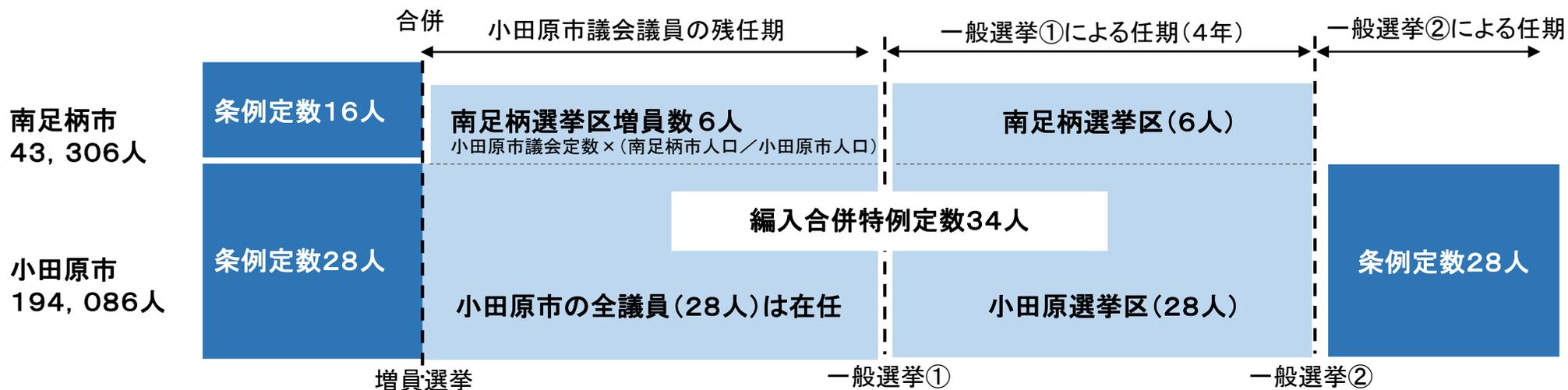
【合併後の定数28人・小田原市へ南足柄市を編入する場合】



《編入合併時の定数特例の適用（第8条）》

- ◆ 編入する市の議員の定数に、編入される市の人口規模に応じて算定する数を加えた数を、その議会の議員の定数とすることができる。（編入合併特例定数）（第1項）
- ◆ 編入合併特例定数を適用することにより発生した欠員について、増員選挙を行う。
（公選法第113条第2項）
- ◆ 増員選挙では、編入される市の区域に選挙区を設けることができる。その選挙区の定数は、第1項により算定された数とする。（第2項）
- ◆ 編入合併特例定数及び選挙区は、合併後の最初の一般選挙にも適用できる。（第4項）

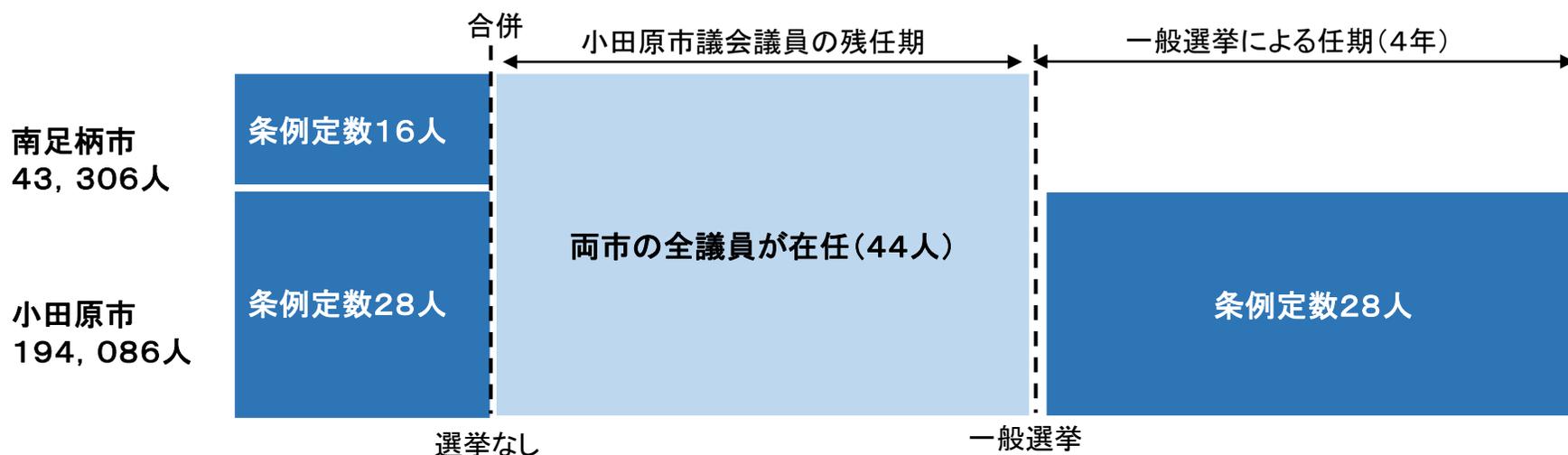
【合併後の定数28人・小田原市へ南足柄市を編入する場合】



《編入合併時の在任特例の適用（第9条第1項第2号）》

- ◆ 編入された市の議員は、編入した市の議員の残任期間に相当する期間に限り、その議員として在任できる。

【合併後の定数28人・小田原市へ南足柄市を編入する場合】



《編入合併時の在任特例（特例法第9条）と定数特例の準用（特例法第8条第4項）の併用》

- ◆ 在任特例を適用する場合は、合併後の最初の一般選挙において編入合併特例定数及び選挙区を適用できる。

【合併後の定数28人・小田原市へ南足柄市を編入する場合】

